```
OTARUCITYCOUNCILOTARUCITYCOUNCILOTA
Τ
                                                       R
                                                       U
Α
                                                       С
R
U
                                                       Ι
С
                                                       T
                                                       Y
Ι
T
                                                       С
Y
                                                       Ο
С
                                                       U
Ο
                                                       N
U
                                                       С
        令和5年
Ν
                      第 3 回 定 例 会 議 案
                                                       Ι
        小樽市議会
С
                                                       L
                                                       Ο
Ι
L
                                                       T
Ο
                                                       Α
T
                                                       R
Α
                                                       U
                                                       С
R
U
                                                       Ι
С
                                                       T
Ι
                                                       Y
Τ
                                                       \mathbf{C}
Y
                                                       Ο
С
                                                       U
Ο
                                                       N
U
                                                       C
N
                                                       Ι
С
                                                       L
Ι
                                                       Ο
L
                                                       T
Ο
                                                       A
T
                                                       R
Α
                                                       U
R
                                                       \mathbf{C}
U
                                                       Ι
С
                                                       T
Ι
                                                       Y
T
                                                       \mathbf{C}
Y
                                                       Ο
С
                                                       U
Ο
                                                       Ν
U
                                                       \mathbf{C}
Ν
CILOTARUCITYCOUNCILOTARUCITYCOUNCIL
```

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,333 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 60,840,643 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

		耖	Ŕ					J	項			補正前の額	補	正	額	計
17	国	庫	支	出	金							千円 13,996,829			F円 666	千円 14,009,495
						2	国	庫	補	助	金	3, 679, 648		12,	666	3, 692, 314
21	繰		入		金							1, 546, 754		12,	667	1, 559, 421
						1	基	金	繰	入	金	1, 546, 754		12,	667	1, 559, 421
	Ĵ	歳		入		1	合		計			60, 815, 310		25,	333	60, 840, 643

歳出

			款		項						補正前の額	補	正	額	計
											千円		=	千円	千円
3	3	民	生	費							26, 393, 446		25,	333	26, 418, 779
					5	民	生	施	設	費	258, 467		25,	333	283, 800
		歳		出	,	合		計			60, 815, 310		25,	333	60, 840, 643

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,448,785 千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,289,428 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

令和5年9月5日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款				Į	頁			補正前の額	補 正 額	計
12	地	方特例交付	金							千円 66,000	千円 2,146	千円 68,146
				1	地	方特	:例	交付	金	58,000	2, 146	60, 146
13	地	方 交 付	税							15, 254, 000	336, 730	15, 590, 730
				1	地	方	交	付	税	15, 254, 000	336, 730	15, 590, 730
17	国	庫支出	金							14, 009, 495	438	14,009,933
				2	玉	庫	補	助	金	3, 692, 314	438	3, 692, 752
18	道	支 出	金							3, 961, 499	22	3,961,521
				1	道	負		担	金	3, 121, 552	22	3, 121, 574
20	寄	附	金							935, 689	2, 220	937, 909
				1	寄		附		金	935, 689	2, 220	937, 909
21	繰	入	金							1, 559, 421	△ 308, 441	1, 250, 980
				1	基	金	繰	入	金	1, 559, 421	△ 308, 441	1, 250, 980
22	繰	越	金							1	1, 440, 768	1, 440, 769
				1	繰		越		金	1	1, 440, 768	1,440,769
23	諸	収	入							2, 085, 066	7, 127	2, 092, 193
				4	雑				入	519, 236	7, 127	526, 363
24	市		債							3,817,000	△ 32, 225	3, 784, 775
L				1	市				債	3,817,000	△ 32, 225	3, 784, 775
	J			ĺ			計			60, 840, 643	1, 448, 785	62, 289, 428

歳 出

										1	1		1
		款				J	頁			補正前の額	補 正	額	計
										千円	=	千円	千円
2	総	務	費							3, 171, 296	682,	261	3, 853, 557
				1	総	務	管	理	費	2, 879, 452	682,	261	3, 561, 713
3	民	生	費							26, 418, 779	6,	635	26, 425, 414
				1	社	会	福	祉	費	13, 729, 891	1,	225	13, 731, 116
				5	民	生	施	設	費	283, 800	5,	410	289, 210
4	衛	生	費							6, 198, 353		876	6, 199, 229
				1	保	健	衛	生	費	2, 285, 374		876	2, 286, 250
5	労	働	費							64, 423	2,	947	67, 370
				1	労	働	J	諸	費	64, 423	2,	947	67, 370
7	商	工	費							2, 289, 497	3,	100	2, 292, 597
				1	商		エ		費	2, 289, 497	3,	100	2, 292, 597
8	土	木	費							5, 778, 038	11,	428	5, 789, 466
				4	都	市	計	画	費	1,050,224	3,	157	1,053,381
				5	住		宅		費	52,093	△ 3,	754	48, 339
				6	港		湾		費	1,640,438	12,	025	1,652,463
9	消	防	費							397, 264		353	397, 617
				1	消		防		費	397, 264		353	397, 617
10	教	育	費							3, 398, 055	20,	800	3, 418, 855
				1	教	育	総	務	費	110,773		220	110, 993
				2	小	学	7	校	費	1, 557, 568	11,	878	1, 569, 446
				3	中	学	. 7	校	費	483, 510		669	484, 179
				5	社	会	教	育	費	518, 473	8,	033	526, 506

12	諸	支	出	金			267, 493	720, 385	987, 878
					2	財政調整基金費	1,003	720, 385	721, 388
		歳	Н	<u> </u>		計	60, 840, 643	1, 448, 785	62, 289, 428

第2表 市債補正

(変 更)

	±:3		生		<i>D</i>				44				限		月	吏		額		
	起		債		0)		目		的		補	Ī	E	前			補	正	後	
														7	千円				Ē	千円
義	務	教	育	施	設	整	備	事	業	費	8	6	0,	8 (0 (8	69,	6 (0 0
臨	F	诗	財	ļ-	政	3	対	策	:	債	2	4	6,	0 (0 0		2	04,	9	7 5

令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところ による。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,587 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 541,372 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

		款			項		補正前の額	補	正額	計
							千円		千円	千円
2	繰	入	金				62,600	1	12,025	74, 625
				1 一船	设会計線	!入金	62,600	1	12,025	74, 625
3	繰	越	金				_		3, 562	3, 562
	来の 、4 読 める。	3款を 款を 5 読。	4款)	1 繰	越	金	_		3, 562	3, 562
	」 厉		入	合	計		525, 785	1	15, 587	541, 372

歳 出

	款	項	補正前の額	補 正 額	#
			千円	千円	千円
1	港湾整備事業費		230, 138	15, 587	245, 725
		1 港湾整備事業費	230, 138	15, 587	245, 725
	歳出	合 計	525, 785	15, 587	541, 372

令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めると ころによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 172,584 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,429,595 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		240	14, 961	15, 201
	1 国庫補助金	240	14, 961	15, 201
4 財 産 収 入		129	47	176
	1 財産運用収入	129	47	176
6 繰 越 金		_	157, 576	157, 576
従来の6款を7款 に改める。	1 繰 越 金	_	157, 576	157, 576
歳 入	合 計	13, 257, 011	172, 584	13, 429, 595

歳 出

		款						:	項			補正前の額	補正	額計
												千円	千	円 千円
1	総		務		費							370, 604	14, 96	385, 565
						1	総	務	管	理	費	370, 604	14, 96	385, 565
5	基	金	積	<u>\f\</u>	金							129	129, 72	129, 853
						1	基	金	積	立	金	129	129, 72	129, 853
6	諸	支	E	出	金							9, 988	27, 89	37, 887
						2	返		還		金	2, 488	27, 89	30, 387
		歳		出		,	合		計			13, 257, 011	172, 58	13, 429, 595

第 3 回 定 例 会

議案第5号

小樽市議会

令和5年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予 算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入予算補正

款			項		補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
4 繰 入	金				38, 548	\triangle 3,754	34, 794
		2 一角	2会計線	人金	35,000	△ 3,754	31, 246
5 繰 越	金				_	3, 754	3, 754
従来の5款を7 に、6款を7 改める。	え6款 款に	1 繰	越	金	_	3, 754	3, 754
歳	入	合	計		798, 966	_	798, 966

令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところ による。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 529,067 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,108,300 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		千円 4,065,298	千円 △ 80,790	千円 3,984,508
	1支払基金交付金	4, 065, 298	△ 80,790	3, 984, 508
5 財産収入		515	34	549
	1 財産運用収入	515	34	549
7 繰 越 金		_	609, 823	609, 823
(従来の7款を8款)に改める。	1 繰 越 金	_	609, 823	609, 823
歳 入	合 計	15, 579, 233	529, 067	16, 108, 300

歳 出

款		項		補正前の額	補 正 額	計	
					千円	千円	千円
4 基 金 和	責 立 金				515	227, 325	227, 840
		1 基	金 積	立金	515	227, 325	227, 840
5 諸 支	出金				5, 100	301, 742	306, 842
		1 償還	還 金付 加	及び算金	5, 100	301,742	306, 842
歳	出	合	計		15, 579, 233	529, 067	16, 108, 300

令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 令和5年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定める ところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,438 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 2,530,856 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 715, 353	千円 1,225	千円 716, 578
	1一般会計繰入金	715, 353	1, 225	716, 578
3 繰 越 金		1	70, 213	70, 213
(従来の3款を4款) に改める。	1 繰 越 金		70, 213	70, 213
歳 入	合 計	2, 459, 418	71, 438	2, 530, 856

歳出

	款			項				補正前の額	補	正	額		計			
1	総	務	費								千円 123,876			F円 225		千円 125, 101
				1	総	務	管	廷	里 費	5	115, 791		1,	225		117, 016
2		高齢者 連合納									2, 333, 042		70,	213	2,	403, 255
				1	後其広	期高域連	静倉	者納	医療付金	10 / 2.1	2, 333, 042		70,	213	2,	403, 255
	歳	È	出	Í	<u></u>		計				2, 459, 418		71,	438	2,	530, 856

令和5年度小樽市病院事業会計補正予算

- 第1条 令和5年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和5年度小樽市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条 に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
 - (6) 主な建設改良事業の概要

イ 医療機器等購入費

320,767千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)(既決予定額)(補正予定額)(計)

収 入

第1款 病院事業収益 12,477,814千円 10,065千円 12,487,879千円

第 2 項 医業外収益 900, 121千円 10, 065千円 910, 186千円

支出

第1款 病院事業費用 13,557,890千円 10,065千円 13,567,955千円

第1項 医業費用 13,039,887千円 10,065千円 13,049,952千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額300,189千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額610千円並びに過年度分損益勘定留保資金299,579千円で補塡するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 資本的収入	763,927千円	10,400千円	774,327千円
第1項 企業債	310,300千円	10,400千円	320,700千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,064,049千円	10,467千円	1,074,516千円
第1項 建設改良費	310,300千円	10,467千円	320,767千円

第5条 予算第5条の表中

起債の目的	限度額
医療機器 整備事業費	千円 310, 300

_	Г.			
	, ,	起債の目的	限度額	
	,		千円	
7	を	医療機器等	320, 700	l
		整備事業費		
				┙

に改める。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会

議案第9号

小樽市議会

令和4年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和4年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出 されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見 を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第10号

小樽市議会

令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 会計管理者から令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊 のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委 員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第11号

小樽市議会

令和4年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定につい 7

会計管理者から令和4年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、 監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第12号

小樽市議会

令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 会計管理者から令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が 別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監 査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第13号

小樽市議会

令和4年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和4年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のと おり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の 審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第14号

小樽市議会

令和4年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 会計管理者から令和4年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊 のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委 員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第15号

小樽市議会

令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につい 7

会計管理者から令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、 監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第16号

小樽市議会

令和4年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和4年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出され たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を 付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第17号

小樽市議会

令和4年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和4年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出され たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を 付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第18号

小樽市議会

令和4年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和4年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出さ れたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見 を付して議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第19号

小樽市議会

令和4年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和4年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、 地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議 会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会 議案第20号

小樽市議会

令和4年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和4年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営 企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定 に付する。

令和5年9月5日提出

第 3 回 定 例 会

議案第21号

小樽市議会

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例

小樽市職員給与条例(昭和46年小樽市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフル エンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条第3項中「勤務時間等条例第5条」を「同条」に改める。

第25条の2第1項中「第43条」を「第26条の7」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣 法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、新型インフルエ ンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称変更 するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例等の一部を改正する条例

(小樽市手数料条例の一部改正)

第1条 小樽市手数料条例(昭和26年小樽市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(小樽市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 小樽市旅館業法施行条例(平成12年小樽市条例第19号)の一部を 次のように改正する。

第6条第1項及び第7条中「及び法第3条の3第3項」を「、第3条の3 第2項及び第3条の4第3項」に、「準用される」を「準用する」に改める。

第9条(見出しを含む。)中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」 に改める。

(小樽市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第3条 小樽市公衆浴場法施行条例(平成12年小樽市条例第20号)の一部 を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同条第6号及び第7号を削る。

第6条中「次の各号」を「次」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継の規定が追加されたことに伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料に係る規定を整備するとともに、所要の改正を行うためであります。

令和5年小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第23号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒井隆裕

同 高野 さくら

同 小貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から41年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類 への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と 市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止 を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日 に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、 今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、 市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び 地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
 - (2) 小樽港港湾区域 港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を 得た水域(平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面) をいう。
 - (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核 兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

第 3 回 定 例 会

議案第24号

小樽市議会

小樽市教育委員会委員の任命について

下記の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

吉 田 敬 徳